



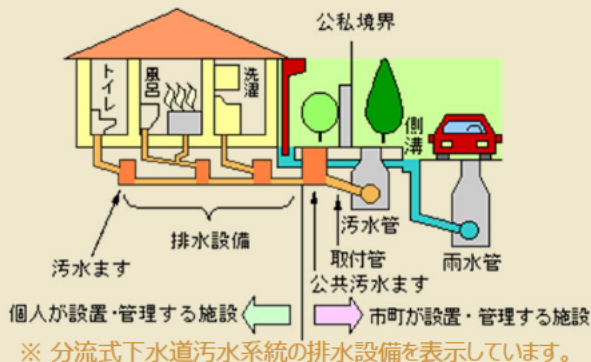
下水道排水設備工事責任技術者について

下水道排水設備の設置・改築等工事を行おうとする者は、市町※の条例などにより市町の指定を受けなければなりません。

この市町が指定した業者（指定工事店）には、「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」が実施する試験に合格した専任の下水道排水設備工事責任技術者を配置する必要があります。

※ 播磨高原広域事務組合を含みます

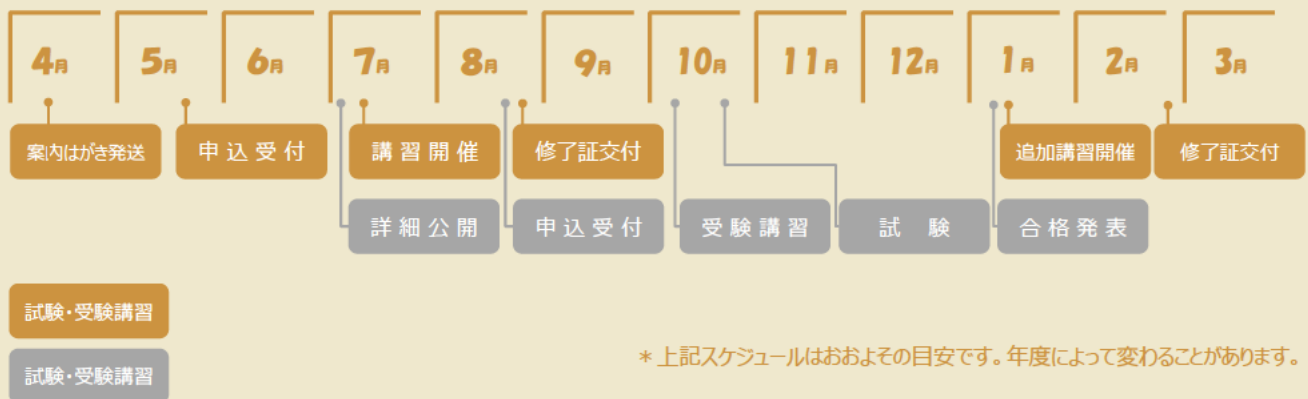
下水道の排水設備



公益財団法人
兵庫県まちづくり技術センターでは

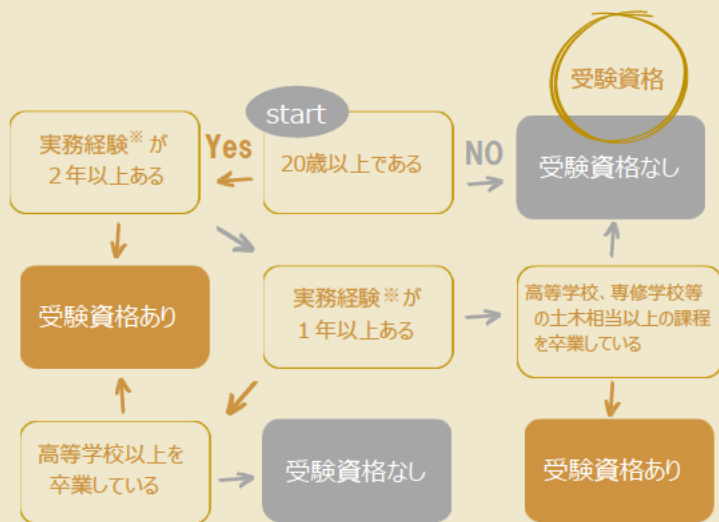
下水道排水設備工事責任技術者試験の実施、受験講習の実施、試験合格者に合格証の交付、更新講習の実施、講習受講者に修了証の交付などを行っています。

年間スケジュール



* 上記スケジュールはおおよその目安です。年度によって変わることがあります。

試験について



※ 実務経験：下水道工事等の設計または施工

図書名	発行者／販売先
下水道排水設備指針と解説－2016年版－	日本下水道協会/ 東京官書普及  <small>* 販売先URL</small>
排水設備工事責任技術者講習用テキスト	
排水設備工事責任技術者試験標準問題集	

更新講習について

合格証、修了証の有効期限は5年間です。継続するためには更新講習の受講が必要です。通常、7月にオンデマンド講習を実施しています。（申込受付は5月頃）

期限が切れても1年遅れで更新ができる

有効期間が満了する年度に受講できなかった方は、理由に関係なく1年遅れで受講可能。



- 約5か月間の資格失効期間が生じます。
- 新しい修了証の有効期間は、交付日から4年経過後の3月31日となります。

やむを得ない事由による特別な配慮

やむを得ない事由により受講できなかった場合、申し出により猶予措置を受けることができます。詳しくは、責任技術者登録をされている方は登録している市町の窓口、登録されていない方は最寄りの市町の窓口にお問い合わせください。

(公財) 兵庫県まちづくり技術センター
 上下水道事業部 上下水道企画課
 050-1807-1004

